

農地バンク制度

～貸したい・売りたい農地

農地を借りたい・買いたい方を登録します～

農業公社では、平成29年1月から農地バンク制度を実施します。

この農地バンク制度は、農地所有者が耕作、管理できなくなった農地を登録していただき、借受け・購入希望者へ紹介し貸借等の支援をする制度です。つまり、農地を「貸したい・売りたい」という情報を集めて、農業のために農地を利用したい担い手へその情報を提供することで、効率的な活用を図ることが目的です。



・登録できる農地…農地所有者が良好な耕作・管理をしていたが、管理できなくなった農地等

・登録できない農地…山林化した農地、すでに貸し出している農地等

◆登録受付開始◆ 平成29年1月4日(水)から

●問い合わせ 一般財団法人栃木市農業公社●

本 所 (栃木市役所農業振興課内)	TEL 0282-20-5300
北部事務所 (都賀総合支所1階)	TEL 0282-29-1411
南部事務所 (藤岡総合支所別館1階)	TEL 0282-62-0917

裏面もご覧ください

農業機械施設 バンク制度

まだまだ活躍できるのに、使わなくなってしまった農業機械や農業施設が、ありませんか？！

農業公社では、そうした機械施設を必要としている農業者に有効に活用していただくため、平成 29 年 1 月から「農業機械施設バンク制度」を実施します。

もう使わないから、誰かにゆずりたいな



栃木市マスコットキャラクター とち介

もったいなから、使ってくれる人がいればいいな

この事業は、所有者から農機具等の譲渡又は貸付けに関する情報を収集し、利用希望者へその情報を提供することにより、新規就農者及び農家等の財政的負担の軽減を図り、農業の振興を図ることが目的です。

登録上注意

- 登録できる農業機械施設…使用することができる農業機械施設
- 登録できない農業機械施設…破損等により使用することができない農業機械施設
- 情報の提供を行いますが、譲渡等に関する交渉は当事者間で行っていただきます。
- 当事者間で行った契約等の後に発生したトラブル等の責任は、負いかねますので予めご承知の上、ご利用ください。
- 中古機械施設業者の介入はご遠慮いただきますようお願いいたします。

◆登録受付開始◆ 平成 29 年 1 月 4 日(水)から

※利用者登録は、平成 29 年 4 月から開始予定です。

●問い合わせ 一般財団法人栃木市農業公社●

本 所 (栃木市役所農業振興課内)	TEL 0282-20-5300
北部事務所 (都賀総合支所 1 階)	TEL 0282-29-1411
南部事務所 (藤岡総合支所別館 1 階)	TEL 0282-62-0917

裏面もご覧ください